

刑法改正等の概要

■刑法【改正】

○性交同意年齢の引上げ（13歳未満→16歳未満）

【性犯罪の本質的な要素】
自由な意思決定が困難な状態で
行われた性的行為

性的行為に関する自由な意思決定の前提として以下の能力が必要（今回②を追加）

①「行為の性的意味を認識する能力」を十分備えていない → 13歳未満

②「行為の相手との関係で、その行為が自分に与える影響について自律的に

考えて理解したり、その結果に基づいて相手に対処する能力」を十分備えていない → 16歳未満

○「不同意わいせつ」及び「不同意性交等」の成立要件の明確化・具体化及び罪名の改正

（同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態となり得る行為や事由を具体化に列挙、強制わいせつ・性交等→不同意わいせつ・性交等）

○面会要求等罪の新設（わいせつ目的で、16歳未満の者に対し、威迫・偽計・誘惑・反復・利益供与又はその申込み・約束の手段を使って、面会を要求すること等）

青少年健全育成条例の改正概要等

改正のポイント

■保護対象年齢を13歳未満から16歳未満へ引き上げ、規制対象の範囲を拡大＜努力義務＞

第44条第1項第6号・第子号（子どもの性的虐待の記録に係る努力義務）の規定＜努力義務＞

事業者及び保護者は、次の各号のいずれかに該当する青少年に対する性的虐待に係る行為の全部又は一部を視覚により確認することができる方法により描写した写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物（以下「子どもの性的虐待の記録」という。）を製造し、及び販売しないよう努めなければならない。

6 十三歳未満 ⇒ 十六歳未満の青少年が水着、下着等を着用した状態で陰部又はでん部を強調した姿態をとらせる行為

7 十三歳以上 ⇒ 十六歳以上十八歳未満の青少年の同意を得ず、又は当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させて、当該青少年が水着、下着等を着用した状態で陰部又はでん部を強調した姿態をとらせる行為

改正の検討の余地がある条項

第42条の2

何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春・児童ポルノ禁止法第二条第三項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録をいう。）の提供を求めてはならない。

■改正刑法（面会要求等罪の新設）を契機とした性的姿態の拡大及び対象年齢の引上げ →少なくとも、現時点では、改正見送り

（検討結果）

・16歳及び17歳の「性的な部位（性器等以外）を触る行為に係る姿態で、わいせつなもの」については、法務省の詳細な法解釈が公表されていないなど、その内容に不明確さがある。また、深刻な被害が確認されていない。

【第42条の2及び刑法第182条第3項に係る姿態の比較】

姿態の内容	条例第42条の2 (18歳未満の者)	刑法第182条第3項 (16歳未満の者)
性交又は性交類似行為に係る姿態	○	○
性器等（性器、肛門、乳首）を触る行為に係る姿態	○	○
性的な部位（性器等、性器等の周辺部、臀部、胸部）が露出又は強調された姿態	○ 衣服の全部又は一部を着けない姿態	○
性的な部位（性器等以外）を触る行為に係る姿態で、わいせつなもの	×	○

今後について

■条例改正：第44条第1項第6号・第7号（性交同意年齢の引上げに伴う改正）、規定整備

■引き続き検討をする項目：第42条の2

・刑法第182条第3項に係る法務省の解釈及び同条項に係る被害状況等について注視し、それらの状況を踏まえ、条例改正の要否及び対応等について引き続き検討

■被害防止に向けた取組み：被害防止に向けた教育・啓発、立入調査、相談機関等の充実・強化